

青森市公立夜間中学設置 基本方針

令和7年（2025年）7月



青森市教育委員会

はじめに

公立夜間中学は、令和7年4月時点において、41都道府県・指定都市で62校の夜間中学が設置されており、夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。

青森県においては、令和6年8月に設置された青森県公立夜間中学設置検討委員会において、公立夜間中学の基本的な考え方や課題を議論し、本年3月、「青森県における公立夜間中学設置の基本的な考え方」を取りまとめ、設置主体となる自治体が、より具体的な検討を進めることとしました。

本市としては、夜間中学の設置は、

- ・まちづくりの方向性を示す最上位指針として、令和6年に基本構想を定め、将来都市像を「みんなで未来を育てるまちに」とし、その実現に向けた具体的な取組である青森市総合計画の基本政策の一つに「人をまもり・そだてる」を掲げ、人生100年時代を見据え、誰もが生涯にわたり、興味や必要に応じて知識や技能を学び、地域の活性化に貢献していく社会の構築を図るといふ本市のまちづくりの方向性と合致すること
- ・本市の最重要教育課題の一つである不登校対策において、本年2月に策定した「あおりしCOCOLOプラン」に基づき、個別のプログラムや校内教育支援センター、市適応指導教室フレンドリールームあおりもりを活用した、きめ細かな支援を継続した結果、登校できるようになった児童生徒の割合が、全国の割合である約30パーセントを大幅に上回り、令和4年度から3年連続で約70パーセントとなり、令和6年度には不登校児童生徒数を減少に転じさせることができたところである。また、今年度からは、新たに不登校等特認校を設置しており、このような成果や中学校運営に係るノウハウを夜間中学の運営に反映させた、新たな学びの場を提供することができ、より手厚い不登校対策となること
- ・令和5年に県が実施したアンケート調査において、夜間中学での学びを希望する本市の数値が高かったこと

から、本市に夜間中学を設置することとし、青森市公立夜間中学設置検討委員会での検討を経て、このたび、「青森市公立夜間中学設置基本方針」を策定しました。

本市の夜間中学が、人生100年時代を見据え、生徒一人一人が、世代や国籍を超えて、「学ぶ喜び」や「人とつながる喜び」を分かち合い、未来を拓く学校として歩み続けられるよう努めてまいります。

令和7年7月

青森市教育委員会

目次

1 公立夜間中学の設置について	
(1) 公立夜間中学の趣旨	1
(2) 全国の設置状況	1
(3) 青森市の状況	3
2 青森市の公立夜間中学設置の枠組	
(1) 開校時期	5
(2) 設置場所	5
(3) 設置形態	5
(4) 学校規模	5
(5) 入学対象者	5
(6) 入級対象者	5
(7) 修業年限	5
(8) 入学時期	6
(9) 編入学対応	6
(10) 費用	6
(11) 学生割引	6
3 青森市における公立夜間中学の目指す学校像と学校づくりの視点	
(1) 青森市教育振興基本計画	7
(2) 目指す学校像	7
(3) 学校づくりの視点	7
○ あおもりしCOCOLOプラン	8
4 学校名	
.....	9
5 その他	
(1) 市民・県民への広報・周知	9
(2) 関係機関等との連携	9
(3) スケジュール	9

1 公立夜間中学の設置について

(1) 公立夜間中学の趣旨

公立夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に公立中学校に付設された夜間の時間帯に授業を行う「中学校夜間学級」として始まりました。

近年では、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための役割が期待されています。

平成28年12月に成立した、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」により、地方公共団体は、夜間中学における就学機会の提供等の必要な措置を講ずることが義務付けられており、同法により、公立夜間中学への入学対象となる方は、次のとおりとされています。

- 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方
- 不登校などの様々な事情により、十分な教育を受けられないまま中学を卒業した方
- 本国や日本において、十分に義務教育を受けられなかった外国籍の方

現在、文部科学省においては、令和9年度までに全都道府県及び全政令指定都市に少なくとも1校の公立夜間中学が設置されることを目指しています。

(2) 全国の設定状況

令和7年度現在、公立夜間中学は41都道府県・指定都市に62校が設置されています。

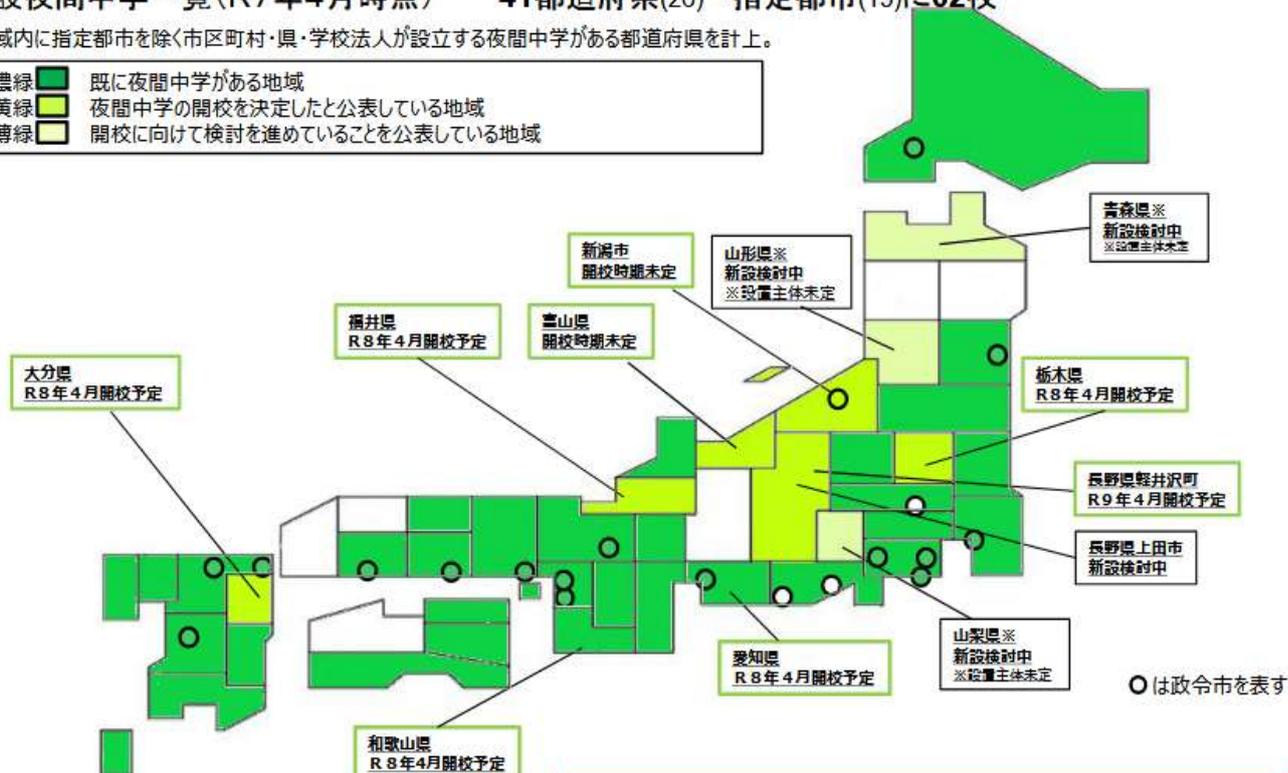
最近では、令和5年度に仙台市、令和6年度に福島市で開校されており、令和7年度4月には、石川県をはじめとする9つの自治体において、夜間中学が開校しております。また、令和8年には、栃木県をはじめとする6つの自治体が開校予定となっており、本市を含め5つの自治体が開校に向けて、準備が進められています。

夜間中学の設置・検討状況①

既設夜間中学一覧(R7年4月時点) 41都道府県(26)*・指定都市(15)に62校

*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する夜間中学がある都道府県を計上。

- 濃緑 ■ 既に夜間中学がある地域
- 黄緑 ■ 夜間中学の開校を決定したと公表している地域
- 薄緑 ■ 開校に向けて検討を進めていることを公表している地域



令和8年度設置予定：和歌山県、栃木県、福井県、大分県、愛知県（3校）
 令和9年度設置予定：長野県軽井沢町

夜間中学の設置・検討状況②

都道府県	設置主体	学校名	都道府県	設置主体	学校名
北海道	札幌市	星友館(せいゆうかん)中学校	大阪府	岸和田市	岸城(きしき)中学校
宮城県	仙台市	南小泉(みなみこいずみ)中学校		豊中市	第四(だいよん)中学校
福島県	福島市	福島第四(だいよん)中学校天神(てんじん)スクール		守口市	さつき学園
茨城県	常総市	水海道(みづかいどう)中学校		八尾市	八尾(やお)中学校
群馬県	群馬県	群馬県立みらい共創(きょうそう)中学校		泉佐野市	佐野(さの)中学校
埼玉県	川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校	東大阪市	布施(ふせ)中学校	
千葉県	千葉市	真砂(まさご)中学校かがやき分校		意岐部(おさべ)中学校	
	市川市	大洲(おおす)中学校	兵庫県	神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にし)の分校
松戸市	第一(だいいち)中学校みらい分校			兵庫(ひょうご)中学校北(きた)分校	
東京都	墨田区	文花(ぶんか)中学校	姫路市	あかつき中学校	
	大田区	続谷(つづが)中学校	尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校	
	世田谷区	三宿(みよぐ)中学校	奈良市	春日(かすが)中学校	
	荒川区	第九(だいきゅう)中学校	天理市	北(きた)中学校	
	足立区	第四(だいよん)中学校	橿原市	欽傍(かねび)中学校	
	葛飾区	双葉(ふたば)中学校	和歌山県	和歌山市	和歌山(わかやま)あけぼの中学校[令和7年4月開校]
	江戸川区	小松川(こまつがわ)中学校	鳥取県	鳥取県	鳥取県立まなびの森学園(もりがくえん)
	八王子市	第五(だいに)中学校	岡山県	岡山市	岡山後楽館(おかやまこうらん)中学校[令和7年4月開校]
神奈川県	横浜市	隣音(まいた)中学校	広島県	広島市	観音(かんのん)中学校
	川崎市	西中原(にしなはら)中学校		二葉(ふたば)中学校	
	相模原市	大野南(おのみなみ)中学校分校	徳島県	徳島県	徳島県立しらすぎ中学校
石川県	石川県	石川県立あすなろ中学校[令和7年4月開校]	香川県	三豊市	高瀬(たかせ)中学校
静岡県	静岡県	静岡県立ふじのくに中学校	高知県	高知県	高知県立高知国際(こうちこくさい)中学校
愛知県	愛知県	愛知県立とよはし中学校[令和7年4月開校]		北九州市	ひまわり中学校
	名古屋市中	なごやか中学校[令和7年4月開校]	福岡県	福岡市	福岡(ふくおか)さきばう中学校
三重県	三笠(みかさ)県立みえ四葉(よつば)がさき中学校[令和7年4月開校]	大牟田市		宅峰(たくほう)中学校ほしぞら分校	
滋賀県	湖南市	甲西(こうせい)中学校[令和7年4月開校]	佐賀県	佐賀県立彰志(あき)学舎(がくしゃ)中学校	
京都府	京都市	洛友(らくゆう)中学校	長崎県	佐世保市	祇園(ぎおん)中学校[令和7年4月開校]
大阪府	大阪市	天満(てんま)中学校	熊本県	熊本県	熊本県立ゆうあい中学校
		東生野(ひがしくの)中学校	宮崎県	宮崎市	ひなた中学校
		心和(しんわ)中学校 ※天王寺(てんのうじ)中学校内分教室を設置	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県立いはる中学校[令和7年4月開校]
	堺市	殿馬場(とのば)中学校	沖縄県	学校法人	珊瑚舎(さんごしゃ)スクール東表(あがりおもて)中学校

(3) 青森市の状況

① 本市の未就学者及び最終卒業学校が小学校の方

令和2年度の国勢調査によると、青森市内には、義務教育の「未就学者※1」が299人、「最終卒業学校が小学校の者※2」は2,960人いることが分かっています。また、青森県内で見ると、「未就学者」が1,622人、「最終卒業学校が小学校の者」は22,092人となっています。

※1 「未就学者」：小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

※2 「最終卒業学校が小学校の者」：小学校のみ卒業した人又は中学校を中退した人

【青森県内の未就学者数等の状況】

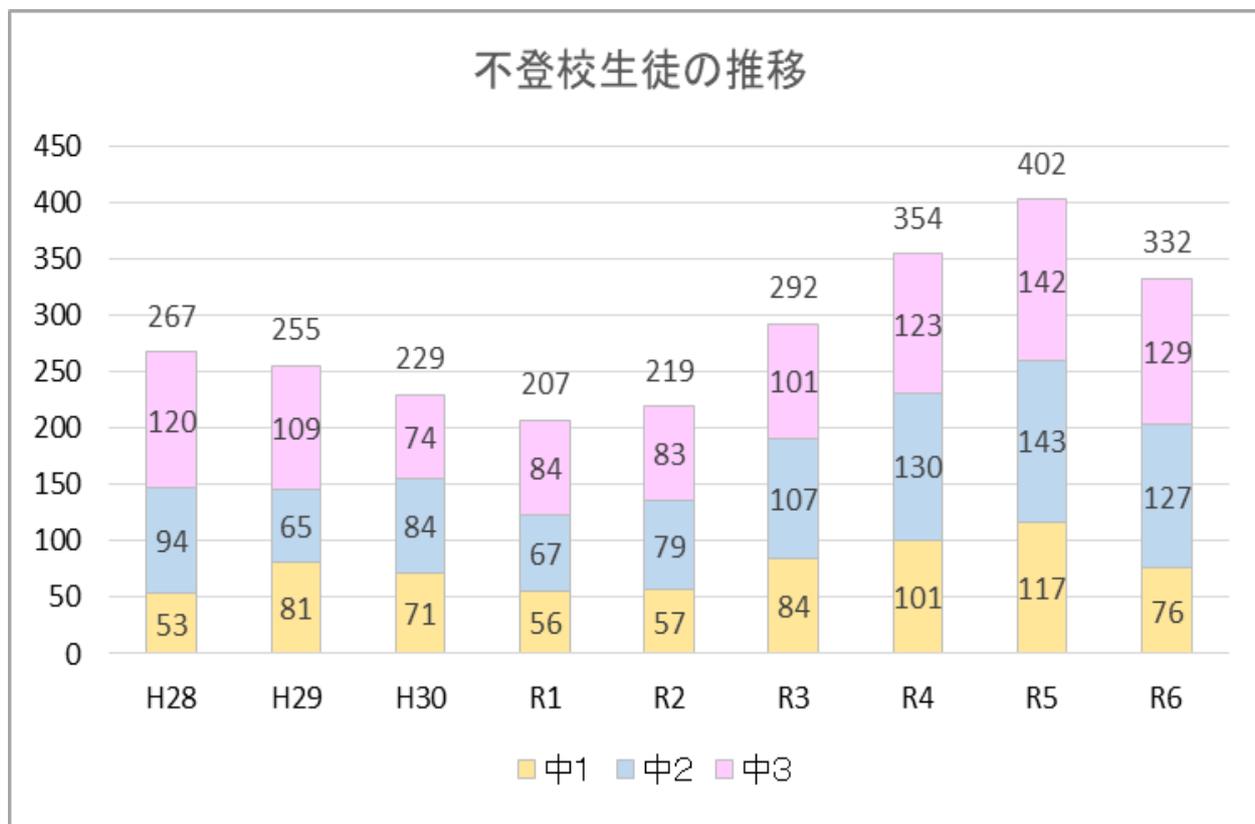
(単位：人)

区分	未就学者数	最終卒業学校 が小学校の者
青森県	1,622	22,092
青森市	299	2,960
弘前市	418	1,870
八戸市	206	2,975
黒石市	17	641
五所川原市	57	1,165
十和田市	51	925
三沢市	15	524
むつ市	63	984
つがる市	45	906
平川市	16	802
平内町	68	369
今別町	1	113
蓬田村	-	54
外ヶ浜町	1	237
鱒ヶ沢町	2	291
深浦町	7	369
西目屋村	1	61
藤崎町	2	353
大鰐町	11	229
田舎館村	-	158
板柳町	2	290
鶴田町	13	431
中泊町	13	378
野辺地町	15	356
七戸町	169	564
六戸町	4	310
横浜町	20	148
東北町	54	596
六ヶ所村	7	269
おいらせ町	8	433
大間町	-	147
東通村	1	280
風間浦村	2	48
佐井村	1	50
三戸町	2	255
五戸町	4	458
田子町	1	181
南部町	22	585
階上町	3	234
新郷村	1	93

(出展：総務省統計局「令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)」)

② 不登校生徒

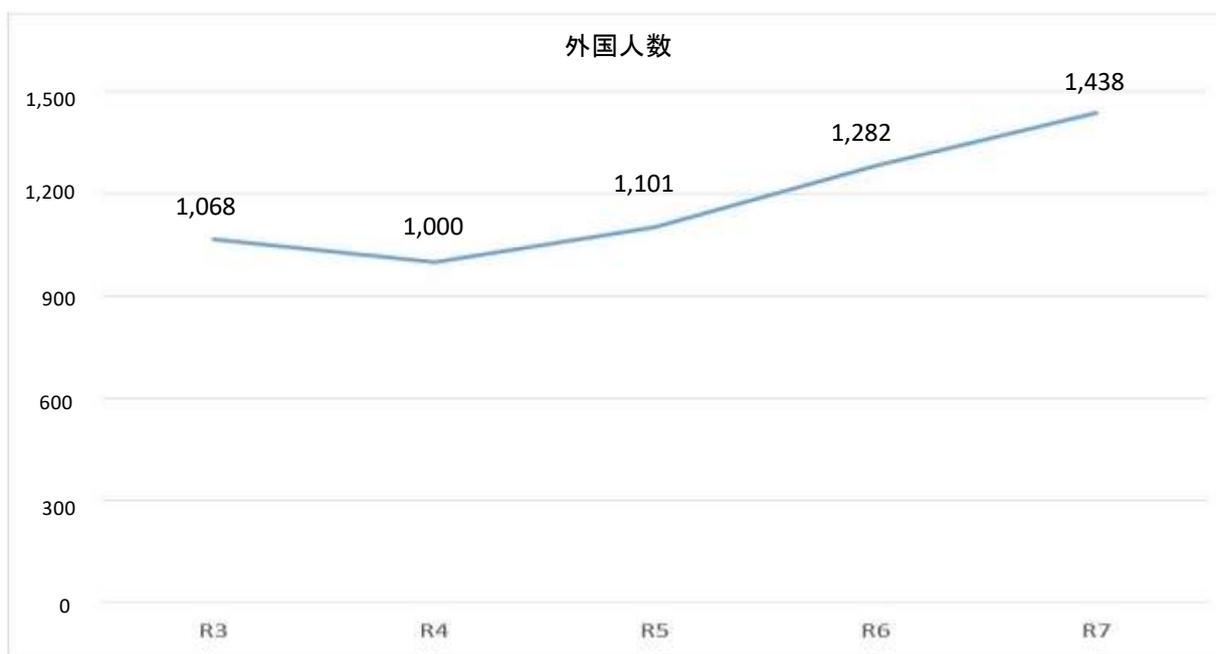
市内中学校の不登校生徒の状況は、令和3年度以降増加傾向にあったが、令和6年度は減少に転じています。



③ 外国人数

本市に居住している在留資格を有する外国人数は、令和7年1月時点で1,438人となっています。

また、文部科学省が実施した「令和元年度夜間中学等に関する実態調査」の調査結果によると、全国の夜間中学に通う生徒のうち、8割が「日本国籍を有しない者」となっています。



(出典:青森市「行政区別年齢別人口統計表」)

2 青森市の公立夜間中学設置の枠組

(1) 開校時期

令和9年4月

(2) 設置場所

青森市立古川小学校内

青森市の中心部に位置しているため、青森駅や国道に近く公共交通機関のアクセスが便利であること、障がいのある方にも対応できるようエレベーターが設置されていることなどから、青森市立古川小学校に設置します。

(3) 設置形態

専任の校長のマネジメントにより、個別での教科指導や教育相談等の教育支援体制など、夜間中学ならではの特性に応じた教育活動の充実を図るため、「単独校」として設置します。

(4) 学校規模

アンケート調査による就学希望者の状況、設置場所である青森市立古川小学校の収容能力などを踏まえ、学校規模は1学年1学級とします。

ただし、校長が必要と認める場合には、生徒の実態や教職員数等を考慮して、習熟度別にコースを設定するなど、適切に編制できるものとします。

(5) 入学対象者

- ① 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方
 - ② 不登校などの様々な事情により、十分な教育を受けられないまま中学を卒業した方
 - ③ 本国や日本において、十分に義務教育を受けられなかった外国籍の方
- なお、いずれの対象の方も青森県内在住者とします。

(6) 入級対象者

学齢期の不登校生徒（青森市内の現役の中学生）のうち、夜間中学に通級（在籍する中学校に籍を置いたまま通うこと）を希望する生徒を随時受け付けます。

(7) 修業年限

修業年限は3年とし、本人の意思と学習の修得状況を踏まえ、校長が必要と認めた場合は、4年以上の在籍を認め、上限は原則6年とします。

(8) 入学時期

原則、4月入学とし、4月以降の入学希望者については、在籍者数を考慮した上で、事前相談、体験入学、面談等を実施し、校長と青森市教育委員会の協議を経て、入学の可否を決定し、10月での入学を認めます。

(9) 編入学対応

原則として、第1学年からの入学としますが、生徒の学習修得状況は様々であり、高等学校等への進学や就職などを目指す生徒に適切な学びの期間を保障する観点から、第2学年、第3学年からの編入学も可能とします。

(10) 費用

- ① 授業料は無料とし、教科書についても無償で配布します。
- ② 学用品や学校行事などに係る実費については自己負担とします。
- ③ 青森市外在住者の場合は、その居住する市町村から就学援助制度を含む運営費用を応分負担していただくよう調整を進めます。

(11) 学生割引

通学のため定期券購入等で学生割引が適用できるよう関係機関との調整を行います。

3 青森市における公立夜間中学の目指す学校像と学校づくりの視点

本市の公立夜間中学における「目指す学校像」「学校づくりの視点」については、令和6年10月に策定した「青森市教育振興基本計画」に基づいて作られています。

(1) 青森市教育振興基本計画

① 社会教育の推進・生涯学習の環境整備（青森市教育振興基本計画の施策7）

人生100年時代と呼ばれる現代において、誰もが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、興味や必要に応じて生涯を通じて学ぶことができる学習機会や環境の充実を図ります。

② 安心して学べる環境づくり（施策1・施策2・施策3）

年齢や国籍等が異なる多様な生徒が在籍することから、日々の授業や行事等において、共に学び合い、全ての生徒が活躍できる場面を設定し、互いを認め合い、生徒一人一人が楽しく、安心して学べる環境づくりに努めます。

③ 教育相談・学習支援体制の整備（施策5・施策10）

様々な家庭環境、社会的背景にある生徒が在籍することを踏まえ、養護教諭やスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置するとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等、関係機関や団体との連携を推進し、教育相談・学習支援体制の整備に努めます。

④ ICTの活用（施策4）

PCやタブレットを活用した授業を積極的に展開し、視覚的な理解や学習意欲の向上につなげるとともに、一人一台タブレット端末を貸与し、AI型ドリル教材などの学習支援ソフトを活用した個別最適な学びや教え合い学び合う協働した学習を提供するなど、ICTを活用した取組を推進します。

⑤ キャリア教育の充実（施策1・施策5・施策7）

就学の目的や卒業後の進路・目標が様々であることから、家庭・地域、高等学校や関係機関と連携しながら、生徒一人一人のニーズに応じて、それぞれが自分の力で生き方を選択し、自分の力、あるいは他の協力を得ながら自分らしい生き方を実現できるよう、支援の充実を図ります。

(2) 目指す学校像

人生100年時代を見据え、
生徒一人一人が、世代や国籍を超えて
「学ぶ喜び」や「人とつながる喜び」を分かち合い
未来を拓く学校

(3) 学校づくりの視点

- ① 生徒一人一人の思いや考えに応じたきめ細かな支援をします
- ② 世代や国籍を超えた居場所づくり、絆づくりを支援します
- ③ 安全・安心な学びの環境を整備します

○あおもりし COCLO プラン（令和7年2月策定）



4 学校名

学校名については、今後、市民に公募し決定します。

5 その他

(1) 市民・県民への広報・周知

夜間中学を開校するに当たり、入学対象者や市民の皆さんに広く本市が設置する夜間中学について知ってもらう必要があります。入学を希望する人に、適切に情報を届けられるよう、青森県と連携し青森市及び青森県の広報紙やホームページ、SNSへの情報掲載など、多様な媒体を通して周知を図ります。

(2) 関係機関等との連携

青森市民生委員児童委員協議会、青森市国際交流協会、青森県教育委員会、青森市教育研修センター適応指導教室「フレンドリールームあおいもり」、自主夜間中学（あおも・リラ）や社会教育機関などの関係機関との連携を図ります。

(3) スケジュール（想定）

令和8年	1月～	校名公募・決定	
令和8年	4月～	校歌制定	
令和8年	7月～	校章公募・決定	
令和8年	8月～	9月	入学希望者説明会等の開催
令和8年	10月～	願書受付開始	
令和8年	12月	入学予定者決定	
令和9年	2月	入学説明会	
令和9年	4月	開校・入学式	
※時期未定		県民を対象とした入学ニーズや期待すること等についての調査	